

(記載例) 構内無線局、920MHz 帯を使用する陸上移動局

登録局の開設又は変更届出書

令和〇年〇月〇日

東海総合通信局長 殿 (注1)

ここにチェック

提出する日又は
投函する日を記入

電波法第 27 条の 34 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

電波法第 27 条の 35 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、

登録状の記載内容を記入

【法人】登記上の本社(本店)住所・法人名、代表者の役職及び氏名を記入

工場や支社・支店等での届出は不可

【団体】団体の事務所の住所、団体名、代表者の役職及び氏名を記入

【個人】自宅の住所、氏名を記入

市町村コードは記入不要

1 届出者

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (4 6 1 - 0 0 1 1) 愛知県名古屋市東区白壁 1 - 1 5 - 1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ トウカイソウツウカブシカイシャ ダイヒョウトリンマリヤク トウカイ タロウ 東海総通株式会社 代表取締役 東海 太郎

代理人

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

代理人による届出を行う場合は、
本欄を記入し、**委任状を添付すること**

②は今回届け出る無線設備が使用可能な状態になった日、
③は無線設備を使用し始めた日を記入
※②③は登録の年月日ではありません
(②③は**過去日**とし、通常は同日となります)

登録状に記載の「登録の番号」を記入

2 包括登録に係る無線局の開設に係る届出

① 登録の番号	【構内無線局の場合】海括構第〇〇〇号 【陸上移動局の場合】海括移第〇〇〇号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和〇年〇月〇日
③ 運用開始の期日	令和〇年〇月〇日

無線設備の設置場所及び常置(保管)場所の住所を記入 町村コードは記入不要

④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県—市—町村コード [] 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1
⑤ 移動範囲	全国 登録状に記載の「移動範囲」を記入
⑥ 無線設備の番号	適合表示無線設備の番号 001-P01001、001-A12345、001-A12345 無線設備の製造番号 PD123456、01A45678、01A45689 空中線の利得 (記載不要) 指向方向 (記載不要)
⑦ 開設した無線局	3局 今回開設する台数を記入 既に開設している台数は含みません
⑧ 備考	(連絡事項があれば記入)

届出書の提出先は本欄に記載する住所を管轄する総合通信局です (愛知県、岐阜県、三重県、静岡県は東海総合通信局へ提出)

「001」などで始まる番号 (工事設計認証番号など)

届出担当者の日中、連絡可能な連絡先を記入

3 届出の内容	連絡先
所属、氏名	フリガナ ソウコソリタウ デンパ ユイ 倉庫管理担当 電波 由比
電話番号	052-971-9623 (携帯 090-1111-1111)
電子メール	yui-denpa@soumu. go. jp

今回開設する全ての無線設備の情報を記入
(注)無線設備の番号が連番の場合は、「~」でまとめても構いません
台数が多い場合は、別紙に記入のこと

「適合表示無線設備の番号」、「製造番号」は、無線設備の本体に記載があります
不明の場合はメーカー等へお問い合わせください

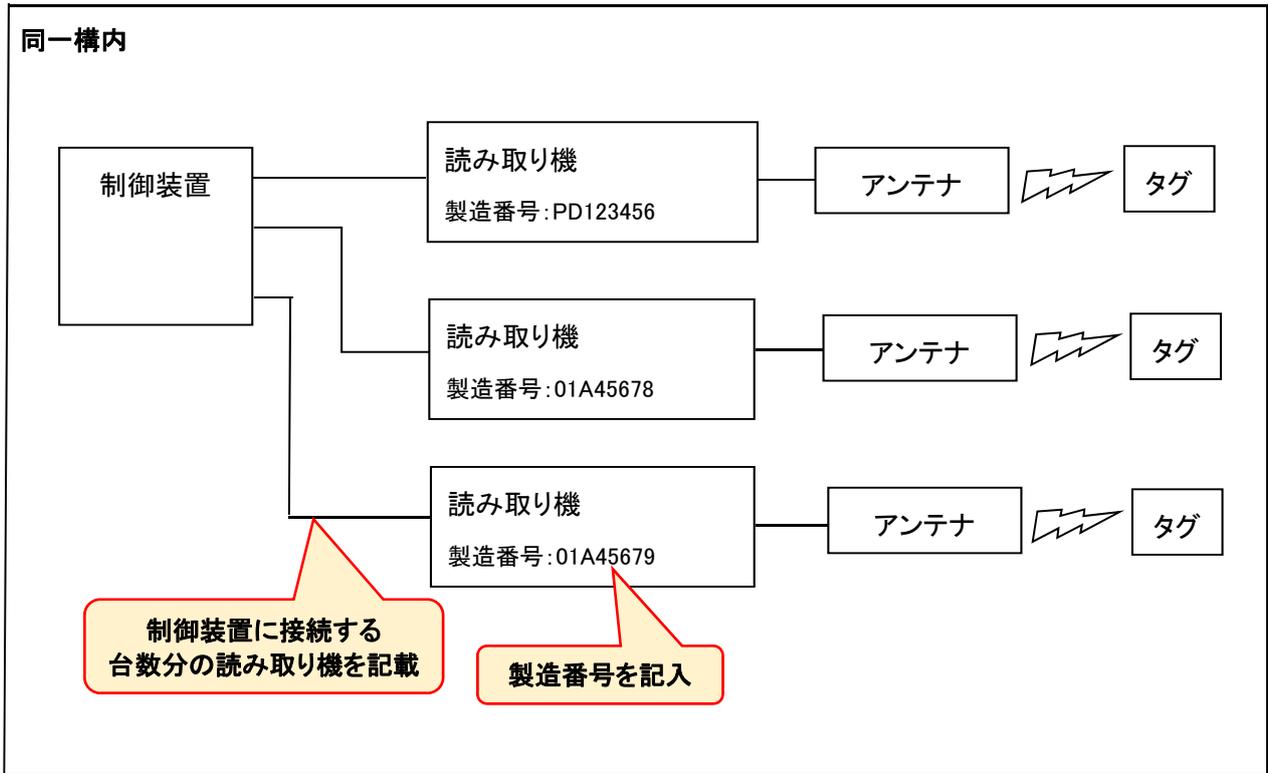
注: 構内無線局であり、複数の無線設備を1局として申請する場合 (同一構内にある一つのパソコン等の制御装置と無線設備を接続し、その制御装置の配下に置く場合) は、すべての「無線設備の適合表示無線設備の番号」及び「製造番号」を記載し、次ページを参考にしてシステム構成図を作成し、同時に提出すること

なお、920MHz帯を使用する陸上移動局の場合は、上記措置が対象外となるため、システム構成図の添付不要

<書類の送付先>
〒461-8795
名古屋市東区白壁1-15-1 東海総合通信局 陸上課 企業担当

【本件に関するお問い合わせ先】
〒461-8795
愛知県名古屋市東区白壁1-15-1
東海総合通信局 陸上課 企業担当
電話番号:052-971-9623 (平日 8:30~12:00 13:00~17:15)

【システム構成図】



【添付資料(構内無線局であり、複数の無線設備を1局として申請する場合)】

1台の制御装置(管理端末、サーバー等)に複数の無線設備の読み取り機を接続する場合は、システム構成図を作成し、添付してください。複数の無線設備を「1局」の無線設備として取り扱うことができ、電波利用料についても1局分とすることができます

制御装置からICタグまでは、同一構内(敷地内)にある必要があります

構外(敷地外)の外部サーバー(クラウドサーバー等)による制御は「1局」と見なすことはできません